



- 大臣
- 副大臣
- 大臣政務官
- 大臣補佐官
- 事務次官
- 厚生労働審議官

医系技官が局長・部長・課長・室長である部局
 医系技官が課長補佐以下の職にある部局
 (平成27年3月31日現在)